

## 耐震改修による 所得税額の特別控除、 固定資産税額の減額

### 《所得税額の特別控除》

平成18年度の税制改正において、既存住宅について一定の耐震改修工事を行った場合の所得税額の特別控除（税額控除）制度が新設されました。

#### □適用要件

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、地方公共団体の定める住宅耐震改修促進計画等の一定の区域内において、昭和56年5月31日以前に建築された住宅について、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるための耐震改修を行った場合に適用されます。

#### □特別控除額

住宅耐震改修工事に要した費用の額の10%相当額（100円未満の端数は切捨て）が、その年分の所得税額から控除されることになります。ただし、特別控除額の上限は20万円となっています。

なお、特別控除の適用を受けるためには、確定申告書に控除に関する明細書、地方公共団体の長の一定の区域内にある家屋である旨を記載した書類、住宅耐震改修をした家屋である旨を記載した書類、住宅耐震改修の費用の額を記載した書類等の添付が必要となります。

### 《固定資産税の減額》

固定資産税についても、平成18年度の税制改正において、既存の居住用家屋について、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるための、一定の耐震改修を行った場合、その住宅に係る固定資産税額の減額制度が新設されました。

#### □適用要件

平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、耐震基準に適合させるための耐震改修工事で、一戸当りの工事費30万円以上の工事を行った場合に適用されることになりま



○世界的な大ヒット商品ヘッドホンステレオ「ウォークマン」は1979年に発売。世界中で爆発的ブームを呼んだが、その好みは国によって微妙に違った。日本とドイツは機能優先で音質の良いものが、アメリカとイギリスでは低価格のものが、フランスはデザイン優先、しかし、イタリアでは不振。陽気なイタリア人は仲間と楽しむ。ヘッドホンは不要だった。



す。

#### □減額対象期間

固定資産税の減額対象期間は、その耐震改修工事が完了した時期に応じて、次のとおりとされています。

- ① 工事完了時期が、平成18年1月1日～平成21年12月31日の場合  
→工事完了年の翌年度から3年度分
- ② 工事完了時期が、平成22年1月1日～平成24年12月31日の場合  
→工事完了年の翌年度から2年度分
- ③ 工事完了時期が、平成25年1月1日～平成27年12月31日の場合  
→工事完了年の翌年度分（1年度分）

#### □減額される額

減額されるのは、その住宅に対する固定資産税額の2分の1相当額ですが、1戸当たり120㎡相当部分が限度となっています。

なお、減額の適用を受けるためには、耐震基準に適合した工事であることについて、地方公共団体・建築士・指定住宅性能評価機関・指定確認検査機関の発行した証明書を添付して、その耐震改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、市町村（東京都23区内の場合は、東京都）に申告する必要があります。